

金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づく契約締結前交付文章書面

この書面には、お取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

当社の投資助言や提供情報はお客様の利益を保証するものではありません。

取引に際しては、株式等の有価証券の売買は、相場の変動や発行会社の信用状況により多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、取引を行う金融商品取引業者の金融商品の説明を良くご覧いただき、下記リスク等を十分に理解のうえ、投資の最終決定はご自身の判断と責任において行ってください。

なお、当社又はインターネット事業者等の事情により、当社の投資助言や提供情報の配信が行われない場合や遅れる場合、受信できない場合があります。

報酬について

投資顧問契約による報酬

投資顧問契約により、国内の株式、債券の価値分析又はこれらの価値分析に基づく投資判断に関し、下記の会員区分に従い助言を行い、お客様から、助言報酬をいただきます。

会員区分： ブライアン投資顧問 A会員

報酬額： 1ヶ月 15,000円（税込み）

： 3ヶ月 30,000円（税込み）

カード決済は自動更新となります。

※解除の場合は5日前までにメール・お電話にてご連絡を頂きます。

金融商品市場における相場その他の指標に係る変動などにより損失が生じるおそれがあります

・【 価格変動のリスク 】

弊社情報により購入した有価証券は価格変動により利益だけでなく、損失をじる場合もあります。

・【 信用リスク 】

有価証券の発行会社の信用状態の変化により、価格が変化することがあり、有価証券の発行会社が倒産してしまうと、最悪の場合には、投資した金額は全額戻ってこないこととなります。

これは、会社が倒産する＝信用状態が悪化することにより価格が低下する、というリスクが発生することを意味します。

・【 流動性リスク 】

売買がほとんどされない銘柄、つまり、流動性の低い銘柄は、必要な時に思うように売れないことがあり、どうしても売りたい場合には、時価よりも大幅に安い値段を提示しなければならないことになりかねず、流動性リスクの高い銘柄は、その分安い価格で取引されることが多くなります。

本取引は、クーリング・オフの対象となります

本取引には金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用があります。詳細につきましては下記「クーリング・オフの適用」の記載をご覧ください。

- 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要
当社は、投資助言を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

福岡財務支局長（金商）第 76 号

当社が行う投資助言業務は、お客様と投資顧問契約を締結することにより、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約業務です。当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言はお客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

- 報酬等について
投資顧問契約による報酬
投資顧問契約により、国内の株式、債券の価値分析又はこれらの価値分析に基づく投資判断に関し、下記の会員区分に従い助言を行い、お客様から、助言報酬をいただきます。

会員区分 ： ブライアン投資顧問 A会員
報酬額 ： 1ヶ月 15,000円（税込み）
 ： 3ヶ月 30,000円（税込み）

助言の方法 ： 東証1部の大型株・新興市場株を中心に、当社担当者による独自分析から選別した推奨銘柄を会員レポートとして週に1度、お客様の携帯電話やパソコンへ情報をメール送信します。
 不定期でデイトレード～2日間内での目標達成を目的とした銘柄の配信も行います。
 ○配信された推奨情報はホームページ内の会員ページに掲載され、ログイン後にいつでも内容を確認することが出来ます。
 ○週に2～3回「会員ページ&フォローレポート」の更新・配信を行い、常時株価を見る事の出来ない方やメール情報をチェック出来ない方も、会員ページやメールにて最新情報を確認することが出来ます。

- クーリング・オフの適用
この投資顧問契約はクーリング・オフの対象になります。具体的な取り扱いは、次のとおりです。
 - ・ お客様は、契約締結時の書面を受領した日から決算にて10日を経過するまでの間、書面（eメール）による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
 - ・ 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
 - ・ 契約の解除に伴う報酬の清算は、次のとおりとなります。
 - ・ 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合（当社の場合はID・Pasを発行していない、メール配信の場合は当社がメールを配信していない場合）：解除に伴う報酬は頂きません。すでにいただいていた報酬は全額ご返金します。
 - ・ 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額 ÷ 契約期間の総日数 × 契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし社会通念上妥当であるとみとめられる分のみ。）をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

す。契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂きません。

○ 契約の中途解約

- ・ クーリング・オフ期間終了後の解約は、解約希望日の1ヶ月以上前の申請が必要となります。プラン変更の場合には事前申請は必要ありません。返金金額は各サービスの1ヶ月の価格を基準とした通常料金（長期割引前料金）をもとに、契約開始日または更新日から解約希望日までの実日数に応じて日割にて計算させて頂いた金額から振込手数料を差し引いて返金いたします。

○ 再入会に関する注意事項

過去にクーリング・オフや中途解約によって退会されたお客様には再入会をお断りさせていただく場合がございます。

○ 租税の概要

投資顧問契約の締結には消費税が課税されます。なお、お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。詳しくはお客様ご自身で公認会計士・税理士にご相談ください。すようお願い申し上げます。

○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ・ 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ・ クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申し出があったとき（詳しくは上記「クーリング・オフの適用」及び「契約の中途解約」を参照下さい。）
- ・ 当社が、投資助言業を廃業したとき

○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資顧問業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ・ 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 取引所本金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
- ・ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
- 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ・ 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ・ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

○ 苦情処理措置の内容

当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令 115 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる措置を投資助言業に関する苦情処理措置として講じております。具体的な苦情処理の手続きは以下の通りです。

- 1 苦情処理については、管理部が担当し、当社に対する苦情は、苦情相談室が受け付けいたします。
苦情相談室
住所：福岡県福岡市中央区赤坂 1 丁目 14 番 22 号

センチュリー赤坂門ビル 6F

電話：092-732-1097 FAX：092-732-1096

メール：kj@dream-trader.com

- 2 苦情処理にあたっては、個人情報の取扱いに留意のうえ、事実、原因および責任の所在等を明確にし、顧客の立場を尊重し、迅速、誠実かつ公平にその解決を図ります。
- 3 管理部が受理した苦情については、当社が定める苦情処理規程の各条項に従い、当社顧問弁護士である高山総合法律事務所（以下「顧問先」という）の法的助言をもとに解決を図ります。
- 4 管理部は、顧問先からの指示に基づき、申出人に対して事情の確認その他のヒアリングを行うほか、社内文書や申出人とのやり取りに関する記録等を精査し、関係者へのヒアリングを行う等により、事実関係について調査し、事実、原因および責任の所在等を明確にするよう努めます。
- 5 苦情処理の標準処理期間は1か月とし、標準処理期間経過時に未解決のものは、検討状況及び解決の見込みについて申出人に報告いたします。なお、標準処理期間内であっても、管理部は、必要に応じて適宜申出人に対して検討状況等について報告いたします。
- 6 管理部は、顧問先からの助言に基づき、事実説明及び対応案を作成し、代表取締役及び管理部担当取締役の承認を得た上で、かかる事実説明及び対応案を速やかに申出人に連絡いたします。
- 7 当社が提示した事実説明及び対応案について、受諾していただける場合には、顧問先に相談の上、必要な手続きを行います。
- 8 当社が提示した事実説明及び対応案について受諾していただけない場合には、顧問先に相談の上、次のいずれかの対応を行います。
 - (1) 代替案の提示
 - (2) 紛争解決措置として当社が協定を締結した外部紛争等解決機関を紹介し、外部紛争等解決機関のあっせん手続きにより解決を図ること
 - (3) その他法的な紛争解決処理

○ 紛争解決措置の内容

当社は、金商業府令第115条の2第2項第2号に掲げる措置を投資助言葉に関する紛争解決措置として講じ、当社が協定を締結した東京弁護士会紛争解決センターにおけるあっせん又は仲裁手続きにより金融商品取引業等業務関連紛争の解決を図ります。

会社当社の概要

商号	株式会社ディーティーシー
住所	福岡県福岡市中央区赤坂1丁目14番22号 センチュリー赤坂門ビル6F TEL 092-732-1098
資本金	300万円
主たる事業	投資助言・代理業
設立年月日	平成20年2月21日
役員の名	代表取締役 大久保 貴広 取締役 深谷 浩三
主要株主	大久保貴広
分析者	投資判断者 畠添武志
助言者	畠添武志
加入協会等	該当なし

当社への連絡方法 以下の電話番号、eメールアドレスにご連絡下さい。

TEL 092-432-4771

eメールアドレス info@bullbear-dtc.com

登録簿の閲覧 当社の登録情報は福岡財務支局にてご自由に閲覧ができます